あわら市監査委員告示第3号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のと おり公表する。

平成 30 年 4 月 11 日

あわら市監査委員 近 藤 茂 あわら市監査委員 向 山 信 博

記

- 1 監査対象総務部 総務課
- 2 措置内容 別紙のとおり

監査の結果

職員の通勤手当については、「あわら 市通勤手当の支給に関する規則」に基 づき申請及び認定がされるべきである が、正確な通勤距離を把握しておらず 適正および公平な通勤手当が支給され ていない状況が見受けられた。

通勤手当の支給基準としては「通勤のためにその者の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さ」と定められていることから、今後は通勤手当の算出方法を統一化し、規則に沿った適正な通勤手当額が支給されるよう努められたい。

また、他の手当の支給においても、 実態の把握に努め、公平かつ適正な支 給に努められたい。

措置の内容

職員に対する通勤手当に係る認定の 適正化を図るため、通勤手当支給者等 を対象にグーグルマップを使用して通 勤経路及び通勤距離の確認を行ったと ころ、通勤手当の金額に差異が生じる 職員が14名確認された。この結果を踏 まえ、当該職員から改めて通勤届の提 出を求め、平成30年2月支給分から是 正措置を講じることとした。

なお、臨時職員については、各所属 長に対して、通勤経路及び通勤距離の 確認に伴い通勤手当の金額に差異が生 じる臨時職員にあっては、職員と同様 の是正措置を講じることと、併せて、 通勤手当に係る認定の適正化に努める ように通知した。